

高知県よさこい祭支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県よさこい祭支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、主要な観光資源であるよさこい祭の運営支援を行うとともに、全国から集まった観光客及び踊り子により多くの演舞場を提供する事業への支援（以下「補助事業」という。）を行うことにより、本県のイメージアップ及び観光振興を推進するため、次条に規定する補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業について、次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助対象経費の増額を伴う事業内容の変更又は補助対象経費の20パーセントを超える減額
- (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に協議すること。）

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了し、又は廃止の承認を受けた場合は、別記第3号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 委託等の契約書の写し(補助事業に関するものに限る。)

ア 契約書(契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページに限る。)

イ 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

(2) 前号に掲げるもののほか、完成写真等の補助事業の実績を明らかにするための資料

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たり補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した市町村等にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第8条第4項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補 助 事 業 者	補 助 対 象 事 業	対 象 経 費	補 助 率	補 助 額
よさこい祭振興会	よさこい祭り前夜祭	前夜祭設営費 前夜祭運営費 広告宣伝費	2 分の 1 以内	780 万円を上限とする。
	よさこい祭り本番	競 演 場 及 び 演 舞 場 設 営 費 競 演 場 及 び 演 舞 場 運 営 費 広告宣伝費	2 分の 1 以内。ただし、 競演場及び演舞場運営 費のうち、よさこいア ンバサダーチームの受 け入れ、又は、外国人 観光客に対応した「熱 中症対策としての救護 所の設置」及び「津波 避難マップの掲示」を 行う競演場・演舞場に ついては、6 万円の定 額を支給することとす る。	
公益社団法人高知市観光 協会	よさこい祭り本番	演 舞 場 運 営 費 （高知城演舞 場）	2 分の 1 以内	200 万円を上限とする。
	よさこい祭り本番及び 全国大会	本部競演場栈敷 席の観覧環境の 改善に要する費 用		

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名
生年月日

高知県よさこい祭支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第 3 条及び高知県よさこい祭支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の実施計画
- 3 経費の配分方法

単位：円

経費の配分の区分		金 額	支 出 内 容
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
合計			

- 4 補助事業の着手及び完了の予定年月日
着手予定年月日
完了予定年月日

- 5 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※ 1）及び本人確認書類の写し（※ 2）

※ 1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式。

※ 2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

収入の部 単位：円

単位：円

科 目	予 算 額	内 容 の 説 明
計		

支出の部

科 目	予 算 額	内 容 の 説 明
計		

この予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

代表者職・氏名

高知県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

高知県よさこい祭支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました上記事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県よさこい祭支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

- 4 添付書類
収支予算書

所在地 名称	代表者職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました事業を下記のとおり実施しましたので、高知県補助金等交付規則第 11 条及び高知県よさこい祭支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

2 事業の経費の配分及び使用方法

経費の配分の区分		金 額	支 出 内 容
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
合計			

(2) 補助事業の完了を証する写真、パンフレット、新聞記事等

収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
計		

科 目	決 算 額	摘 要
計		

代表者職・氏名

[illegible]

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付決定がありました補助金について、高知県よさこい祭支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) － (a) 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

所在地 名称	代表者職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました高知県
よさこい祭支援事業費補助金の概算払を下記のとおり請求します。

記

- ## 1 概算払請求事由

- ## 2 請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

- ### 3 添付資料

概算払に必要があると認められる資料等